

みどり市中小企業設備資金融資案内

市内中小企業者で事業に用する土地や建物等の取得及び機械設備等の資金を必要とする方は、本資金をご利用下さい。

区 分	
融 資 対 象 者	市内に事業所を有し、1年以上継続して同一の特定事業を営んでいる中小企業者で、市税等に未納のないもの
資 金 使 途	事業の用に供する土地、建物、機械設備に必要な資金
融 資 限 度 額	3,000万円、中小企業団体については1億円
融 資 期 間	10年以内（1年以内の据置期間を含む）
融 資 利 率	年2.4%以内（別途信用保証料が必要となります） ※市の利子補給制度の対象となります
返 済 方 法	元金均等月賦返済
信 用 保 証	信用保証協会の保証を付けていただきます
保 証 人	金融機関等の定めるところによります ※1（条例改正前までは「法人代表者以外の保証人は不要とします。」）
担 保	金融機関の定めるところによります
申 込 期 間	随時受付いたします
取扱い金融機関 (申し込み先)	市内の銀行、信用金庫、信用組合
申込に必要な書類	・みどり市中小企業設備資金申請書 ・信用保証申込に関する書類一式 ・個人情報提供に関する同意書 ・暴力団等でないことの誓約書 ・直近2期分の決算書及び確定申告書の写し ・試算表(決算後6ヶ月を経過した場合) ・未納税額のないことの証明書（市税） ・資産証明書又は納税通知書の写し ・履歴事項全部証明書（法人の場合） ・見積書、カタログ等（設備の場合） ・見積書、図面及び建築確認書の写し（建物の場合） ・借地借家の場合は所有者の承諾書 ・許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合） ・その他市長が必要と認めるもの
問い合わせ先	みどり市大間々庁舎（みどり市大間々町大間々1511） 産業観光部商工課商工労政係 TEL 76-1938 FAX 76-9049

※1)平成30年6月議会で条例改正する予定です。

2018.4.1